（電子情報処理組織による手続）

第二百八十八条　第二百十八条の二の二第一項（第二百二十条の三、第二百二十一条の三、第二百二十八条及び二百二十八条の九において準用する場合を含む。）の規定による申請、第二百六十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並びに第二百六十五条の三第一項及び第三項の規定による届出（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に係るものに限る。）は、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による届出をしようとする者に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

別表第一（第十一条の三関係）

第一	（略）
第二	提供サービスや地域連携体制に関する事項
一	業務内容、提供サービス
(1)・(2)	（略）
(3)	薬局の業務内容
(i)～(viii)	（略）
(viii)	患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付
イ	患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否
ロ	患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否
(4)	（略）
二	（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十五、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一	（略）
第二	薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一～三	（略）
四	薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあつては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列（特定販売を行うことについて公告をする場合にあつては、当該広告における表示。六及び八において同じ。）に関する解説
五	（略）
六	指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
七～十一	（略）

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一	（略）
二	薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
三・四	（略）
五	特定販売を行う薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の使用期限

（電子情報処理組織による手続）

第二百八十八条　第二百六十五条第一項及び第三項、第二百六十五条の二第一項及び第三項並びに第二百六十五条の三第一項及び第三項の規定による届出（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に係るものに限る。）は、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、これらの規定による届出をしようとする者に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

別表第一（第十一条の三関係）

第一	（略）
第二	提供サービスや地域連携体制に関する事項
一	業務内容、提供サービス
(1)・(2)	（略）
(3)	薬局の業務内容
(i)～(viii)	（略）
(viii)	薬剤情報を記載するための手帳の交付
イ	薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
ロ	薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否
(4)	（略）
二	（略）

別表第一の二（第十五条の六、第十五条の十四、第百四十七条の七、第百四十七条の十二関係）

第一	（略）
第二	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項
一～三	（略）
（新設）	
四	（略）
五	指定第二類医薬品の陳列（特定販売を行うことについて広告をする場合にあつては、当該広告における表示。七において同じ。）等に関する解説
六～十	（略）

別表第一の三（第十五条の六、第百四十七条の七関係）

一	（略）
二	一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
三・四	（略）
五	特定販売を行う薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）又は一般用医薬品の使用期限